育児休業手当金支給期間の延長について

　地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴い下記内容となりました。

記

１　改正内容

　組合員が育児休業等をした場合、子が１歳に達する日までの期間について、育児休業手当金が支給されており、その後総務省令で定める場合に該当するときは、１歳６か月に達する日まで、育児休業手当金が支給されています。

　今回の改正により、１歳６か月の末日に総務省令で定める延長要件に該当した場合は、その子が２歳に達する日まで、支給期間を延長することができるようになりました。

当該延長の要件については、現行の１歳に達した日後から１歳６か月に達する日まで支給期間を延長する際の要件を準用します。

２　施行日

　平成29年10月１日

３　適用関係及び取扱い

（１）施行日以降に２歳に達する子（平成27年10月２日以降に出生した子）に係る育児休業等について、適用となります。ただし、施行日前に１歳６か月に達した子に係る育児休業等については、１歳６か月に達した日以降も施行日まで引き続き総務省令に定める場合に該当している場合に限り、施行日以降２歳に達するまでの間、支給期間の延長を認めることができます。

①　施行日以降に子の年齢が１歳６か月に達する場合



②　施行日前に子の年齢が１歳６か月に達する場合



（２）１歳に達した日後から１歳６か月に達する日まで延長する要件と１歳６か月に達した日後から２歳に達する日まで延長するときの要件は、下記例のように、それぞれ異なる要件であっても、同じ要件であっても差し支えありません。

（例１）１歳～１歳６か月は配偶者の死亡、１歳６か月～２歳は保育所の理由

（例２）１歳～１歳６か月は配偶者の死亡、１歳６か月～２歳も配偶者の死亡

（３）上記（１）のとおり、本改正による支給延長の対象者は、子が１歳に達する日後から１歳６か月に達する日までの全期間において、育児休業手当金の支給要件を満たす者です。

子が１歳に達した日後から１歳６か月に達する日までの期間に、育児休業等を取得中でありながら育児休業手当金を支給されていなかった期間がある者については、本改正による支給延長の対象とはなりません。

（４）１歳に達した日後から１歳６か月に達する日まで延長する要件と１歳６か月に達した日後から２歳に達する日まで延長する要件が同じであったとしても、原則として１歳時点に行う手続きと同様に１歳６か月に達する日後に係る書類を改めて徴し、要件に該当するか確認をした上で支給延長の決定をしてください。

　　「福利厚生事務の手引きＰ８０を参照」

（５）施行日前に１歳６か月に達した子に係る育児休業等について、支給期間の延長を認める場合は、施行日時点で総務省令に定める場合に該当していることを確認できる書類を徴してください。

保育所の事情等により育児休業等を延長する場合は、市区町村長が発行する入所不承諾通知書等が必要となります。

（６）育児休業等について一度終了した後に、育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当したことにより育児休業等を再取得した場合には、再取得した日から子が２歳に達する日まで、支給期間を延長することができます。

担　当：公立学校共済組合宮崎支部

給付担当